

3.2.4 食品

食品、ここでは飲料水も含めている。

まず、どのような食品で誤飲事故が発生しているか、特にのどに詰まらせての事故に着目する。消費者庁による窒息事故の多い食品に関する報告書では、子どもに多い対象製品の状況として以下が報告されている²⁶。

表．食べ物のをのどに詰まらせた救急事故全体の発生状況（2016.1.1～2017.3.31）

	2歳以下	～5歳	～12歳	～19歳	～40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	合計
ご飯・寿司	18 (4.8%)	1 (0.3%)	6 (1.6%)	1 (0.3%)	12 (3.2%)	18 (4.8%)	38 (10.1%)	76 (20.2%)	140 (37.1%)	67 (17.8%)	377
餅	1 (0.4%)	4 (1.7%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)	8 (3.3%)	7 (2.9%)	20 (8.3%)	86 (35.7%)	68 (28.2%)	45 (18.7%)	241
野菜・果物	48 (24.0%)	5 (2.5%)	4 (2.0%)	2 (1.0%)	10 (5.0%)	7 (3.5%)	24 (12.0%)	41 (20.5%)	34 (17.0%)	25 (12.5%)	200
肉・肉加工品	6 (3.4%)	3 (1.7%)	2 (1.1%)	1 (0.6%)	24 (13.6%)	23 (13.1%)	22 (12.5%)	43 (24.4%)	41 (23.3%)	11 (6.3%)	176
飴類	63 (36.0%)	62 (35.4%)	21 (12.0%)	2 (1.1%)	6 (3.4%)	2 (1.1%)	3 (1.7%)	9 (5.1%)	6 (3.4%)	1 (0.6%)	175
パン類	13 (9.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	6 (4.4%)	5 (3.7%)	23 (17.0%)	31 (23.0%)	39 (28.9%)	17 (12.6%)	135
惣菜類	6 (4.8%)	3 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (3.2%)	9 (7.1%)	11 (8.7%)	34 (27.0%)	47 (37.3%)	12 (9.5%)	126
菓子類	23 (24.5%)	5 (5.3%)	6 (6.4%)	1 (1.1%)	5 (5.3%)	4 (4.3%)	5 (5.3%)	14 (14.9%)	19 (20.2%)	12 (12.8%)	94
魚・貝類	6 (7.7%)	2 (2.6%)	2 (2.6%)	0 (0.0%)	12 (15.4%)	2 (2.6%)	10 (12.8%)	16 (20.5%)	19 (24.4%)	9 (11.5%)	78
麺類	8 (13.6%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (5.1%)	3 (5.1%)	5 (8.5%)	16 (27.1%)	18 (30.5%)	5 (8.5%)	59
おかゆ類	10 (18.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (5.5%)	5 (9.1%)	16 (29.1%)	21 (38.2%)	55
水・湯茶類	9 (17.0%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (3.8%)	1 (1.9%)	5 (9.4%)	4 (7.5%)	18 (34.0%)	13 (24.5%)	53
授乳用ミルク	52 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	52
その他	58 (9.3%)	18 (2.9%)	6 (1.0%)	7 (1.1%)	40 (6.4%)	19 (3.1%)	51 (8.2%)	124 (19.9%)	196 (31.5%)	103 (16.6%)	622
合計	321 (13.1%)	105 (4.3%)	49 (2.0%)	15 (0.6%)	132 (5.4%)	100 (4.1%)	220 (9.0%)	499 (20.4%)	661 (27.1%)	341 (14.0%)	2,443

（出典；内閣府消費者安全課，「こんにゃくゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル」，2010，p.21）

上表によると、子どもに多いのどに詰まらせる事故は、ミルク、飴、野菜・果物が多いことがわかる。また、こんにゃくゼリーによる窒息事故発生状況は、下表のとおりと報告されている。国民生活センター等による子ども（5歳以下）のこんにゃくゼリーを喉に詰まらせての死亡事故は、2007年までに4件その後1件があるとされる²⁷。

表．こんにゃくゼリーによる窒息事故の発生状況

	2歳以下	～5歳	～12歳	～19歳	～40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	合計
死亡	4 (18.2%)	3 (13.6%)	5 (22.7%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	0 (0.0%)	2 (9.1%)	2 (9.1%)	5 (22.7%)	0 (0.0%)	22
入院その他	17 (58.6%)	3 (10.3%)	6 (20.7%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29
合計	21 (41.2%)	6 (11.8%)	11 (21.6%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	2 (3.9%)	3 (5.9%)	5 (9.8%)	0 (0.0%)	51

※「死亡」については、1995年7月から2008年7月までのデータ
 ※「入院その他」については、1994年6月から2008年10月までのデータ
 ※「入院その他」の全32件のうち、3件は年齢不明

（出典；内閣府消費者安全課，「こんにゃくゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル」，2010，p.22）

²⁶ 内閣府消費者安全課，「こんにゃくゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル」，2010，p.21

²⁷ 同上資料，p.9

関連情報 1 (こんにゃくゼリー; 米国での輸入禁止)

米国においては、こんにゃくゼリーに対し、FDA が 2001 年に違憲性があるとの警告を発し、その後ミニカップ入りのこんにゃく入りゼリーの輸入禁止措置を行っており、輸入食品のリコールレポートがある²⁸。また、欧州でも Directive 95/2/EC に基づいてミニカップ入りこんにゃく入りゼリーを本質的に致命的なリスクがある食品として 2003 年に販売を禁止している²⁹。

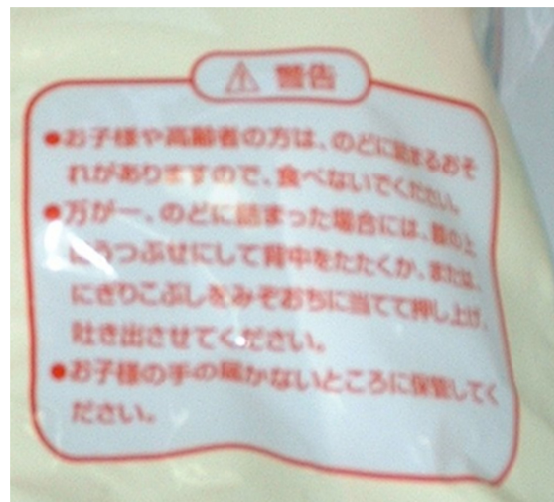


Photo courtesy FDA In 2001, the FDA issued warnings about konjac candy and many companies voluntarily recalled their konjac candies.

写真・図．米国内でのこんにゃくゼリーのリコール記事³⁰から
(出典 ; FDA の輸入禁止となったカップゼリーの紹介 HP から)

関連情報 2 (こんにゃくゼリー; 国内での注意表示)

国内での注意喚起表示の例を以下に示す。



写真．こんにゃくゼリーの包装の警告表示
(出典 ; 2009 年に撮影したもの)

²⁸ <http://www.fda.gov/iceci/enforcementactions/enforcementstory/enforcementstoryarchive/ucm105953.htm>

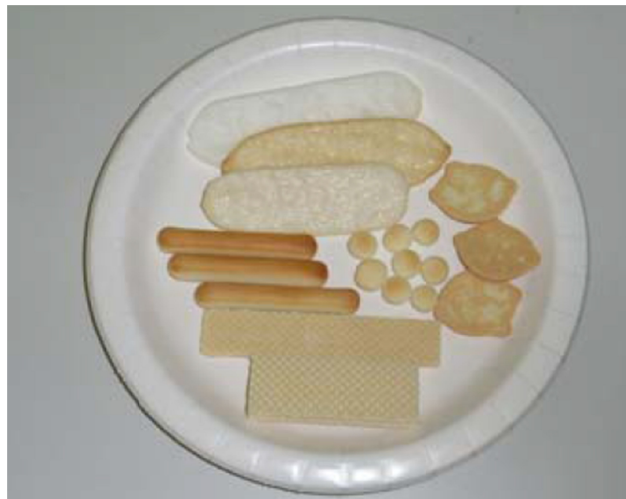
²⁹ EU による HP での発信ニュース ,MIDDAY EXPRESS 21/05/2003 ,” Permanent withdrawal of use of “konjac” (E425) in jelly confectionery confirmed” ; http://ec.europa.eu/food/dyna/press_rel/konjac_21-05-03.pdf

³⁰ HOW STUFF WORKS , “ How can a diet pill make you feel full? ”
<http://health.howstuffworks.com/medicine/medication/expanding-diet-pill2.htm>

関連情報3（誤飲事故のあるベビー用おやつの安全対策）

東京都は、ベビー用のおやつによる窒息事故が発生していることを受け、調査研究を実施し、安全対策に関する提言を各方面に行っている³¹。なお、ここでいう「ベビー用のおやつ」とは、ベビー用のソフトせんべい、ビスケット、ポーロ、ウエハース等の乾燥した菓子類であり、厚生労働省が勧めるガイド³²に示される離乳食に含まれる。しかし、都の調査では5人に1人が窒息事故の経験やヒヤリ・ハットがあるとしている。厚生労働省によるガイドでは、離乳は月齢と発達を踏まえ、段階的に行うこととなっているが、東京都は製品の注意表示が業界で統一されていないことや、消費者の注意や配慮の問題を指摘し、安全対策を啓発している。

本件は、乳児用の食品による窒息リスクに関するものとみることができ、その安全対策としては食品自体に対する硬さや大きさ等の問題は指摘されておらず、適切な時期の適切な利用を普及すべきとするものである。



図．子ども用のおやつの例

（出典；東京都商品等安全対策協議会，『ベビー用のおやつの安全対策について』，東京都生活文化局スポーツ局，2009.1，p.2）



図．東京都によるベビー用のおやつの窒息防止啓発リーフレットから

（出典；<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h20/leaflet.html>）

³¹ 東京都商品等安全対策協議会，『ベビー用のおやつの安全対策について』，東京都生活文化局スポーツ局，2009.1
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h20/houkoku.html>

³² 厚生労働省雇用均等・自動家庭局母子保健課，「授乳・離乳の支援ガイド」，2007.3.14

対応製品例1（振るタイプのゼリー状飲料水の例）

この製品は、振って中の果肉ゼリーを細かくして食感も楽しむタイプのゼリー入ジュースであるが、振り方が不十分だと、堅かったり、大きいままゼリーが出てしまったりしてしまうため、高齢者や子どもがのどを詰まらせるとの情報を元に容器等を改良している。一端開封しても、また蓋をして振り直すことができるキャップタイプに変更することで、大きな塊が容器の口部に詰まったりしないようにとの配慮がある³³。

<改善前>



<改善後>



図．ACAP による誤飲防止構造にするためのゼリー飲料のボトル
（出典；消費者関連専門会議（ACAP）,「誤使用・不注意な使い方防止のために」, 2009 , p.20）

対応製品例2（振るタイプのゼリー状飲料水の例）

子ども用の食品ではないが、高齢者や介護食品として、喉に詰まりにくい柔らかい餅が介護施設等用として販売されている³⁴。



写真．高齢者向けの柔らかい餅の例

（出典；キッセイ薬品工業社の HP から）

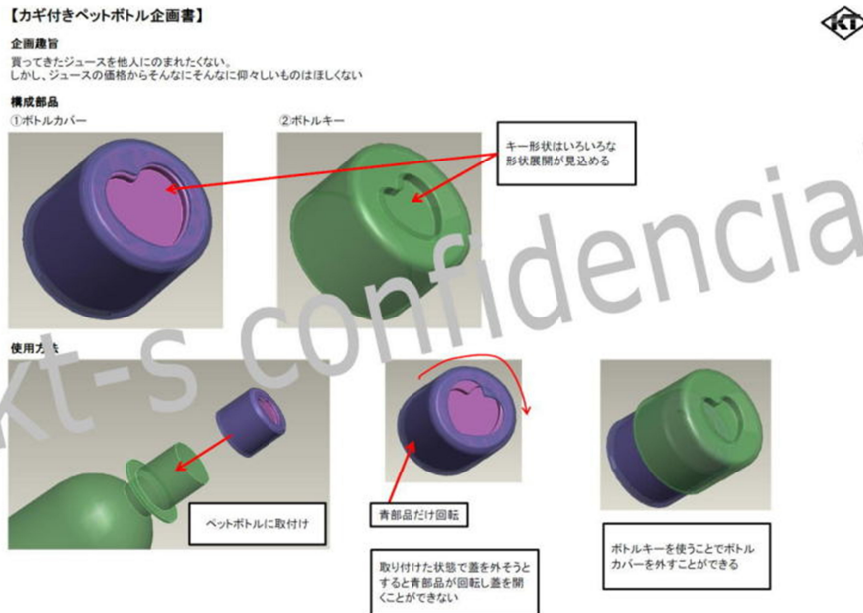
³³ 消費者関連専門会議（ACAP）,「誤使用・不注意な使い方防止のために」, 2009 , p.20

³⁴ キッセイ薬品工業（株）ヘルスケア事業部 HP

http://www.kissei.co.jp/health/product/food04/04_08_001/index.html

対応製品例3（飲料用のペットボトルのキャップ）

CR 商品ではないが、個人のアイデア商品としてインターネット上で公表されている³⁵。ペットボトルの交換用の蓋であり、鍵がついており、共有スペースの冷蔵庫などで保管する場合に、人に飲まれないようにするグッズとして紹介されている。



図．鍵式のペットボトルの蓋（新商品紹介の HP から）

対応製品例4（飴類の誤飲への注意喚起表示の例）

子どもの誤飲製品の一つである飴に関しては、「飴がのどにつまらないように、ゆっくりお召し上がりください。」のような注意書きがある³⁶。

参考情報（子ども用サプリメント用の CR 容器）

この製品の広告は、米国での子ども用のサプリメント用の CRC (closures) として販売されているものである³⁷。米国では、サプリメントは FDA 所管の連邦食品・医薬品・化粧品法 (Federal Food, Drug, and Cosmetic Act) の対象であるが、それらの CRC 規制については連邦毒物予防包装法 (PPPA) による規則が適用されている³⁸。この製品は、食品用ではないが、参考として付記した。



写真．米国のサプリ用の CR 容器の販売 HP から

³⁵ 以下の個人の HP 上で見ることができる。 <http://ameblo.jp/kt-s/entry-11445256014.html>

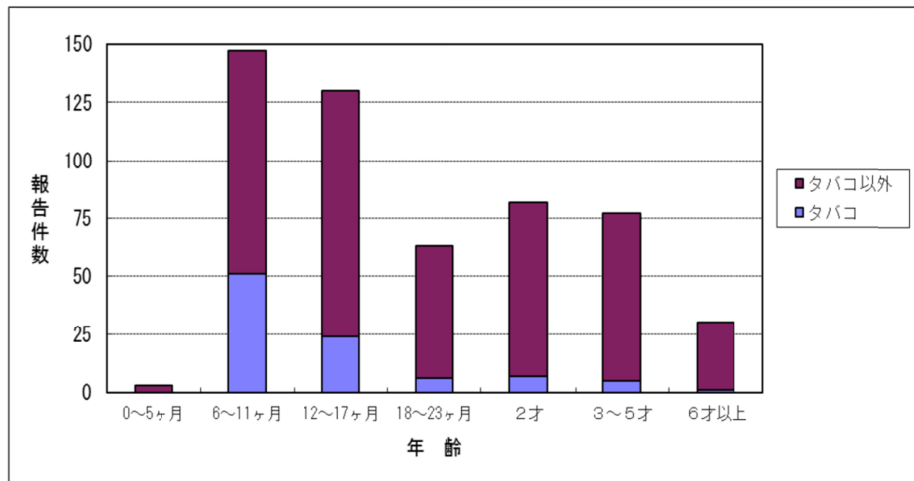
³⁶ インコロのど飴 HP など <http://www.netin.jp/incorodrops/incorodrops.html>

³⁷ <https://www.sks-bottle.com/-p3-PlasticSupplementContainers.html>

³⁸ 詳細は、後述の 3.3.2 節を参照のこと。

3.2.5 タバコ関係

タバコの誤飲事故は、喫煙人口の縮小に伴い減っているが、それでも2番目に多いとの報告を前節で示した。下図は、タバコの年齢別の誤飲事故発生件数の比率である³⁹。これで見ると、1歳前後がたばこの誤飲が多いことがわかる。



図．年齢別誤飲事故報告（タバコとタバコ以外）

出典；厚生労働省，「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告（H25）」，p.27）

安全対策・参考情報1（国内の関連法令による保護者への注意喚起）

保護者への注意喚起のための関連法規即について示す。母子保健法で定められた子どもの事故防止のための対策に関するものでは以下のように規定されている⁴⁰。

母子保健法第九条には、「都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産または育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。」とあり、これに基づき「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」（平成8年11月20日 厚生省児発第934号:当時）が地方自治体宛てに出されている。これによれば、乳児保健については「タバコ等の異物誤飲、（中略）、窒息等の防止について保護者の注意を喚起するよう指導すること」とある。

³⁹ 「平成25年度 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」，厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室，2013.3.31，p.27

⁴⁰ 国民生活センター，「命を落とすこともある！ 子どもの誤飲事故」，2005，p.8
参照；http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20050406_2.pdf

安全対策・参考情報 2 (米国中毒コントロールセンターによる報告から)

米国には、中毒コントロールセンターがあり、電話等による中毒相談に応じている。このセンターの名所は、American Association of Poison Control Centers (AAPCC) であり、1958年に設立された任意団体であり、米国内に50以上のセンターを配置している。ここでは、中毒に関する電話でのフリーコール(1-800-222-1222)及びWeb(webPOISONCONTROL®)での相談・指導を行っている⁴¹。なお、この相談データについては、関連機関であるNational Poison Data Systemに送られ、分析集計されている。

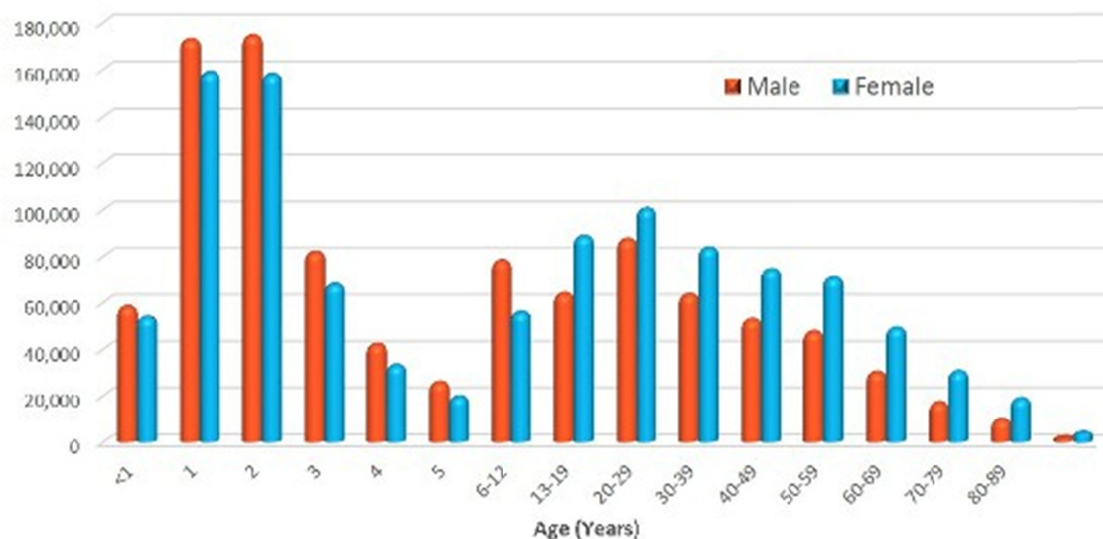


図 . AAPCC による中毒相談件数の推移

(出典 ; AAPCC の HP ; <http://www.poison.org/> (2015.11))

米国においても、子どものタバコの誤飲の問題を注意喚起している。全米では18歳以上の人口の19%(4,380万人)が喫煙しており、乳幼児や幼児の手の届く範囲にタバコ製品が存在している。なお、AAPCCはここでいうタバコ製品には、通常のシガレットタイプ以外に、吸い殻、ガムタバコ、嗅ぎタバコ(snuff)、フレーバーの味がする水タバコ(hookah)、飴のようなタバコ(dissolvable tobacco)などが含まれるとしている。子どもの誤飲の状況は、次ページの報告に示すが、この中毒コントロールセンターでは、その予防策としては、以下の注意喚起を行っている⁴²。

米国中毒コントロールセンターによるタバコの誤飲への注意喚起

ニコチン中毒の防止のために (**Prevention Tips**)

決して子どもが見て、手が届く所にタバコなどのニコチン物を置かない

いつもタバコや噛みタバコ、フレーバー水タバコ、ガムやパッチ状のタバコなどを捨てないよう確かめ、子どもやペットの目の届く所に置かず、触れないようにすること

⁴¹ AAPCC の HP <http://www.poison.org/>

⁴² AAPCC の HP <http://www.poison.org/articles/2013-jul/my-child-ate-a-cigarette>

安全対策・参考情報3 (米国小児科学会によるタバコの誤飲関連の報告例)

Connolly (2010) による報告⁴³では、写真左のペレットタイプのタバコ (飴のように舐めるタバコ; dissolvable tobacco) が、写真右の市販のキャンディと似ていることから、子どもの誤飲を招きやすいことを指摘している。以下にその報告の概要を示す。

概要

2006年～2008年の間に米国毒物コントロールセンターに報告された5歳以下の子どものタバコ製品の誤飲事故件数13,705件を分析した。その結果、70%以上が1歳以下の乳児であった。煙の出ないタバコの誤飲件数は通常のタバコに次いで2位であった。中でも新しいキャンディタイプのタバコは、1個あたり平均0.83mgのニコチン、pHは7.9であった。この実態を踏まえ、公共の健康管理機関は適切な規則等を設けるべきである。



図・左がキャンディ、右がタバコ

(引用;脚注の Connolly(2010)らによる報告から)

TABLE 1 Child Ingestions With Tobacco Products as the Primary Substance of Exposure, as Reported to US Poison Control Centers in 2006–2008

Type of Tobacco Product	n						Total
	0 y	1 y	2 y	3 y	4 y	5 y	
Boys							
Smokeless tobacco	316	84	202	54	20	10	686
Cigarettes and filter tips	3763	523	420	64	18	8	4796
Cigars	48	2	17	1	1	0	69
Other/unknown type	270	66	94	27	11	10	478
Girls							
Smokeless tobacco	390	109	383	135	38	25	1080
Cigarettes and filter tips	4350	625	608	102	44	12	5741
Cigars	61	9	24	3	1	0	98
Other/unknown type	326	116	161	67	31	16	717
All (including gender unknown)							
Smokeless tobacco	706	195	585	189	58	35	1768
Cigarettes and filter tips	8138	1153	1032	168	62	20	10 573
Cigars	109	11	41	4	2	0	167
Other/unknown type	597	182	256	94	42	26	1197
Total	9550	1541	1914	455	164	81	13 705

Data were from the National Poison Data System of the American Association of Poison Control Centers.

引用・米国毒物コントロールセンターに報告されたタバコの誤飲件数
(2006-2008年の5歳以下の内訳; 引用は下記の脚注)

⁴³ Gregory N. Connolly, Patricia Richter, Alfred Aleguas, Jr, Terry F. Pechacek, Stephen B. Stanfill, Hillel R. Alpert, " Unintentional Child Poisonings Through Ingestion of Conventional and Novel Tobacco Products ", American Academy of Pediatrics, *Pediatrics*, Vol.125, Issue 5, 2010, pp.896-899

安全対策1．パッケージの表示

子どもの誤飲に関する安全対策ではないが、喫煙自体へのリスクを警告するパッケージ表示が日本ヘルスケア歯科研究会による通信で、いくらの例が紹介されている⁴⁴。下記のパッケージ表示例は、オーストラリア、タイ及びカナダの例である。これらは、低年齢の乳児が見て恐れるかは不明であるが、参考までに示す。



図．海外でのタバコのパッケージでのリスクの表記例

(日本ヘルスケア歯科研究会, 「感謝さんからもらった確かな情報 POEM 海外タバコのパッケージから」, No.3, 2009.2.28)

対応製品例1．米国の電子タバコの充填物へのCRの義務付け

写真は、電子タバコ(e-cigarette)の充填物であり、フレーバーの味付けをするものであるが、この充填液の入っている容器(e-liquid capsule)へのCRの法的な義務づけに関するニュース「Rules on child-resistant packaging for e-cigarette liquids advance(電子タバコの充填液にCRPルールが適用)」がある⁴⁵。

この記事は、2015年4月22日のWinston-Salem Journalの記者によるものであり、この容器へのCR義務づけの法案が議会で通過した場合、北カリフォルニアでは、CR機能がない容器の販売はできなくなるであろうというものである。なお、本製品に関しては、2014年にCDC(アメリカ疾病管理予防センター; the federal Centers for Disease Control and Prevention)からも子どものリスクの高さを指摘する報告があるとのこと。



図．電子タバコ(水タバコ)のCRボトル

(出典; Winston Journal2015.4.22 から)

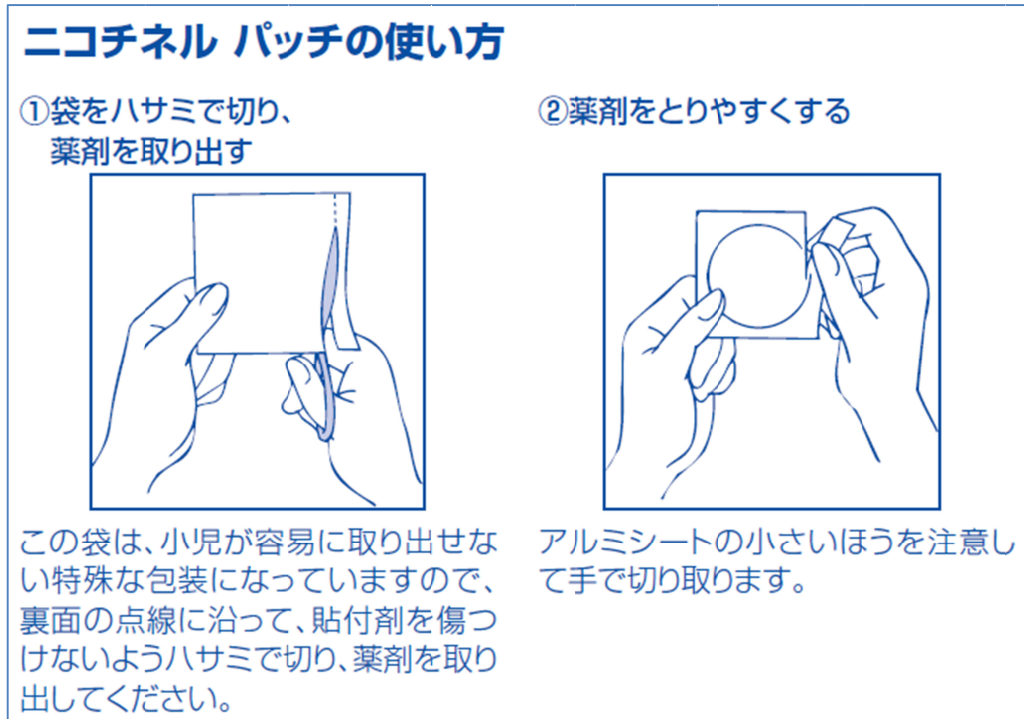
⁴⁴ 日本ヘルスケア歯科研究会, 「感謝さんからもらった確かな情報 POEM 海外タバコのパッケージから」, No.3, 2009.2.28

<http://www.healthcare.gr.jp/guest/aa3/POEM3.pdf>

⁴⁵ http://www.journalnow.com/news/state_region/rules-on-child-resistant-packaging-for-e-cigarette-liquids-advance/article_ac2adbe8-e930-11e4-b2b5-f36cee1a5ff7.html

対応製品例2．タバコ禁煙補助剤

タバコではないが、国内における CR 製品の例として禁煙補助薬であるパッチとガムがある⁴⁶。ノバルティス社による禁煙補助剤である「ニコチネル」のパッチとガムである。いずれも CR の PTP でラミネートされている。なお、ガムは第 Ⅱ 類医薬品である。



図．パッチの CR パッケージの説明書から

(ノバルティス社 HP ; http://www.nicotinell.jp/p_otc/index.html)



図．ガムの CR パッケージの説明書から

(ノバルティス社 HP ; http://www.nicotinell.jp/p_otc/index.html)

⁴⁶ ノバルティス社による禁煙補助剤である「ニコチネル」のパッチとガムである。

パッチは禁煙効果があるのではなく、腕や腹部等に貼ることによって皮膚からニコチン成分が体内に吸収され、タバコの喫煙によるイライラ等を抑えると説明されている。同様に、ガムはニコチン成分を含有するガムであり、喫煙しないで、ニコチン成分を摂取すると説明されている。いずれも徐々に禁煙に近づく治療方法。

http://www.nicotinell.jp/p_otc/index.html

参考情報 他の参考 CR 情報（ライター）

本件は誤飲事故関係ではないが、子どもが火遊びによる火災事故防止のために、CR 機構が義務づけられたライター（タバコ用以外も含む）があるため、参考情報として示す。

ライターは、消費生活用製品安全法に基づく特別特定製品⁴⁷として 2010 年 12 月 27 日から安全基準への適合義務及び販売規制の対象となっている。同法に基づく省令で安全基準（技術上の基準）が定められており、CR 規定は「火災を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること」とある。なお、この規定の検査方法は、JIS S4803(2010)に規定する「たばこライター及び多目的ライター - 操作力による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）安全仕様」を満たしているか、米国規格又は欧州規格に基づき実施されたチャイルドパネルテスト⁴⁸に合格していることとなっている。なお、同 JIS では、子どもが着火しにくい操作力として、押力 40(42)N 以上、スライド・回転 20N と規定している。

また、基準の解釈⁴⁹として、子どもの不注意による点火を防止するため、聴覚若しくは視覚効果で楽しませるようなものでないことや、物理的形狀又は機能で楽しませることにより子どもに興味を与えるいわゆるノベルティーライターは禁止となる。



図．ライターの広告例⁵⁰



図．都によるライターポスター⁵¹

⁴⁷ 特定製品とは、消費生活用製品安全法（1973 年制定）に基づく国が定めた安全基準に自主検査で適合を証明するものであり、特別特定製品とは、第三者検査機関による適合証明を要する製品の指定のことである。

⁴⁸ 米国規格とは CPSC 規則 SAFETY STANDARD FOR CIGARETTE LIGHTERS（16 CFR Part 1210・1212）であり、欧州規格とは EN13869(2012)；Lighters - Child-resistance for lighters - Safety requirements and test methods である。具体的な試験方法は、51 か月未満の幼児 100 人の内 85%以上が点火操作を行えないことを評価する。

⁴⁹ ここでいう「解釈」とは、上述の消費生活用製品安全法に基づく安全基準（技術上の基準）に基づく試験方法に当たるものであり、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（平成 22・12・10 商第 1 号，2010.12.24）」の別表による。

⁵⁰ <http://www.orosidonya.com/users/detail.asp?pn=000000021393>

⁵¹ <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/kyouzai/main/316.html>